

一般財団法人 本願寺未来財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「一般財団法人本願寺未来財団」と称する。

(目的)

第2条 この法人は、浄土真宗本願寺派の本山たる宗教法人本願寺（以下「本願寺」という。）の護持発展のため、本願寺とあらゆる人々とのご縁づくりに資する事業を行い、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 芸術・文化分野をはじめ社会の要請に応える生涯学習事業
- 二 本願寺周辺地域の活性化に関する事業
- 三 本願寺境内を活用した文化推進事業
- 四 物品販売及び飲食提供事業
- 五 本願寺不動産の有効活用事業
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 資産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の抛却、その価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が抛却する財産及びその価額は、次のとおりとする。

- 一 設立者 宗教法人本願寺代表役員 安永雄彦
- 二 住 所 京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町
- 三 抛却財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義

務をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 公益目的支出計画実施報告書

四 貸借対照表

五 損益計算書（正味財産増減計算書）

六 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（評議員）

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 第10条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第13条 評議員の報酬は、無報酬とする。但し、評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 監事の解任

二 評議員に対する報酬等の支給基準

三 定款の変更

四 残余財産の処分

五 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

六 基本財産の処分又は除外の承認

七 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1人は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上5名以内

二 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち、副理事長及び専務理事をそれぞれ1名置くことができ、業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第26条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対し、報酬等として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 理事及び監事に対し、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第28条 理事は、次の取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

三 この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(非業務理事等の責任限定契約)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、一般法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(名誉顧問及び顧問)

第30条 この法人に、名誉顧問及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉顧問及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。

4 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務執行の監督

三 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

四 名誉顧問及び顧問の選定及び解職

五 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、宗務経歴を有する者及び学識経験を有する者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 会員

第45条 この法人の目的に賛同し、財政的に寄与する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和7年3月31日までとする。

2 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。

- 3 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。
- 4 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。